

船橋市下水道施設情報システム導入業務に関するプロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は、本市の下水道施設(処理場、ポンプ場、マンホールポンプ場など)の設備、工事及び維持管理などの情報を一元化し、施設を適正かつ効率的に管理・運用することを目的に施設情報システムを導入するものである。

2. 基本情報

- (1) 業務名 船橋市下水道施設情報システム導入業務
- (2) 業務場所 船橋市高瀬町56番地
- (3) 業務内容 別紙「船橋市下水道施設情報システム導入業務 仕様書」に示す業務
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日までにシステムの構築・導入業務を完了させること

3. プロポーザル方式の方法及び受託候補者を特定する理由

システムの選定にあたり価格のみによる競争では、目的、機能を充足できる事業者が選定されない可能性があるため、操作・入力の容易さ、画面の見やすさなどの使い勝手の良さや機能の充実度、セキュリティの安全性などについて、高度な専門的技術及び経験を有し、かつ創造的な業者からの提案を受け公平に評価し、受託候補者を特定する公募型のプロポーザル方式とする。

4. 参加資格

本プロポーザルへの参加者は、参加申込書(様式2)提出時点で以下のすべての要件を満たさなければならない。なお、当該参加資格を有することを証する書類に虚偽があった場合は直ちに参加資格を失う。

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格(令和6・7年度)を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の基準を満たす認証(JIS-Q27001又はISO/IEC27001)、又はプライバシーマーク(JIS-Q15001)を取得していること。
- (6) 今回提案するパッケージシステム(クラウドサービス)が、処理能力(晴天時汚水量)の現有値91,500m³/日以上(地方公共団体の下水処理施設において導入され稼働中の実績があること。なお、処理能力は、導入した地方公共団体のシステムに登録されている下水処理施設の合計とし、複数の地方公共団体に導入した実績の合計ではないことに注意すること。

5. 受託候補者選定スケジュール

下表の日程を予定する。

公募開始	令和7年6月23日(月)
質問書の提出期間	令和7年6月23日(月)～令和7年7月7日(月)
質問書に対する回答	令和7年7月11日(金)
参加申込書提出期間	令和7年6月23日(月)～令和7年7月22日(火)
参加資格確認結果通知	令和7年7月25日(金)
提案書等の提出期間	令和7年7月25日(金)～令和7年8月8日(金)
プレゼンテーション	令和7年8月22日(金)
審査結果通知	令和7年8月27日(水)

※ただし、日程は事務上の都合により変更する場合がある。

6. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、本実施要領に基づいて提出する書類の作成に関するものとし、審査(評価)に係る質問は一切受け付けない。なお、本プロポーザルに関する質問は、4. 参加資格(1)の要件を満たしているものに限る。

質問に関する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。また、質問及び回答内容は、すべて市ホームページで公表する。

(1)提出方法

- ①電子メールでの受け付けのみ
- ②質問書(様式1)を入力し電子メールに添付
- ③電子メールの件名は「【社名】質問書(下水道施設情報システム導入業務)」とし、本文に業者名・担当部署・担当者名・電話番号・メールアドレスを記載すること。送信した際は、事務局(047-432-9040)に電話し、受信の確認を必ず行うこと
- ④宛先: gesuishisetsu@city.funabashi.lg.jp

(2)質問書の提出期間

令和7年6月23日(月)～令和7年7月7日(月) 午後3時必着

※提出期間内に送信したが、通信障害や本市の責により、提出期間までに本市で受信できなかった場合は、送信時間が証明できれば質問書は有効とする。ただし、メール送信後速やかに受信確認の電話をした場合に限る。

(3)質問書に対する回答日

令和7年7月11日(金)

7. 参加申し込み方法

(1)必要書類

以下の書類を期限内に下水道部下水道施設課に各1部提出すること。なお、④及び⑤は評価項目としても使用する。

- ①参加申込書(様式2)

②会社概要書（様式3） ※パンフレットがある場合は、パンフレットも提出すること

③4. 参加資格(5)に記載された認証などの写し

④システム導入実績（様式4）

複数の導入実績がある場合は、システムに登録されている下水処理施設の処理能力（晴天時汚水量）の現有値の合計が大きい地方公共団体との実績を3つまで記入すること。

⑤システム導入実績（様式4）に記載した内容を証明する書類（契約書・仕様書等）の写し

※本プロポーザルに参加申込書（様式2）を提出し、提出期限を過ぎた申込書等の差し替え及び再提出は認めない。

(2)提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、配達記録が残る方法に限る。（記録が残らない郵送などは無効とする。）

(3)提出場所

〒273-0014

船橋市高瀬町56番地

船橋市下水道部下水道施設課（船橋市高瀬下水処理場2階事務室）

(4)参加申込書提出期間及び時間

令和7年6月23日（月）～令和7年7月22日（火）の平日午前9時から午後5時まで

※郵送の場合、令和7年7月22日（火）午後5時まで提出場所に到着しない場合は無効とする。

(5)参加資格確認結果通知

令和7年7月25日（金）までに参加申込者宛てに、電子メールにて通知する。

(6)参加資格を満たさない者は、プロポーザルの参加を認めない。

8. 提案書等の提出

(1)提出方法など

提出方法、提出場所は、7. 参加申し込み方法(2)から(3)までと同様とする。

(2)提出部数

8部

※正本として代表者印を押印したものを1部、副本として7部提出すること。なお、副本については、会社名がわからないようにし（マスキング）、代表者印及び押印はしないこと。

(3)提出期間

令和7年7月25日（金）～令和7年8月8日（金）の平日午前9時から午後5時まで

※郵送の場合、令和7年8月8日（金）午後5時まで提出場所に到着しない場合は無効とする。

(4)提案書

①提案書の表紙（様式5）を、提案書と併せて提出すること。

②プレゼンテーションは評価委員に社名を伏せた状態で行うため、提案書には社名やシステム名等、提案者を直接特定できる情報が含まれないよう配慮すること。

③提案書は原則A4版とし、各ページにページ番号を記載すること。見やすさ・説明等の理由からA3用紙を用いる場合は折り込んでサイズを合わせること。

- ④文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとすること。
- ⑤提案書はおおむね50ページ以内とすること。なおA3用紙を用いる場合は2ページ分とする。
- ⑥A4版縦型フラットファイル(色指定なし)に左綴じとする。
- ⑦提案にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読し、これらを遵守すること。
- ⑧1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は、失格とする。
- ⑨各様式は特に指定がない場合は令和7年4月1日現在で記入すること。
- ⑩提出期間後の書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- ⑪提案書等についてはプロポーザル方式実施のため使用するものとし、船橋市に無断でその他の目的のために使用することはできない。
- ⑫別紙の仕様書に記載のない事項であっても、システムが正常に動作するために必要な事項は、それを含めて提案すること。なお、仕様確定時の仕様書の瑕疵については、本市側に過失がない場合は、受注者が責任を負う。
- ⑬以下、4つのテーマについて提案すること。(テーマ1～テーマ3は必須)
 - テーマ1:システムの機能と特徴について
 - テーマ2:セキュリティ対策について
 - テーマ3:サポート内容と保守体制について
 - テーマ4:特筆事項があれば、提案を行うこと(テーマ4は任意とする)

(5)提案見積書(様式6)

- ①導入するパッケージに係る費用は買い切り型ではなく、使用料型で算出すること
- ②全項目の金額を記載すること
- ③代表者印を押印したもの
- ④以下、見積の内訳などの根拠資料(書式任意)も示すこと
 - (a)システム導入費用
 - (b)システム使用料(月額及び総額)

(6)詳細機能要件確認表(様式7)

詳細機能要件ごとに、提案するシステムの仕様や対応状況を全て記載すること。記載がない場合、適正な評価が行えず、当該項目に点数がつかないので注意すること。

(7)プロポーザルの途中辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する時は、提案書等の提出期間に事務局へ辞退届を提出することとし、期日以降の辞退は原則認めない。様式については、辞退の意向が示された時に提示する。なお、辞退を理由として不利益な扱いを受けるものではない。

9. プレゼンテーション

プレゼンテーション(デモンストレーション含む)の実施は次のとおりとし、プレゼンテーション、デモンストレーション及び提案書に係る最終審査を評価委員会にて行う。なお、プレゼンテーションの時間と場所については、提案書の提出期限日までに電子メールにて通知する。

(1)実施日

令和7年8月22日(金)(予定)

(2)出席者

本業務に携わる者とし、3名以内とする。

(3)実施時間

1事業者45分以内とし、質疑応答時間(10分)を含むものとする。

事業者の準備・片付け時間は含まないが、なるべく短時間で行うこと。ただし、市の責(貸出機器の故障等)による場合にはこの限りでない。

(4)実施者

業務に従事する予定者が行うこと。

(5)貸出物品

机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター(HDMIケーブル含む)とする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

(6)順番

プレゼンテーションの順番は、事務局にて抽選を行い決定する。

(7)その他

①提案書の表紙(様式5)等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、本市の承諾を得なければならない。

②提出した提案書の内容について説明を行う。提案書を要約した資料で説明することは認めるが、内容と相違が無いように行うこと。

③デモンストレーションは仕様書に記載しているシステム機能等について、パソコンの操作性、画面表示(画面レイアウトなど)を実演するものとする。

④プレゼンテーション中は、提案内容を適切に把握するため録音を行う。

10. 提案限度額

以下に記載された金額以内での提案とする。なお、これらの金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

(1)システム導入費用

¥50,490,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(2)クラウド方式によるシステムの使用料

¥126,940円/月額(消費税及び地方消費税を含む)

※消費税及び地方消費税の税率は、10%で計算すること。

11. 失格条項など

本プロポーザル参加者が次の各項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

(1)本プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期限が守られない。

(2)本プロポーザルに係る実施要領などに示された条件に適合しない。

(3)本プロポーザルに記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない。

(4)虚偽の内容が記載されている。

- (5)提案限度額を超える見積額を記載した。
- (6)記名の無い正本の提案見積書を提出した。
- (7)特段の事情がなく、プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった。
- (8)その他、審査の公平さに影響を与える行為が認められる。

12. 審査及び選定方法

(1)審査

「船橋市下水道施設情報システム導入業務事業者選定に関する評価委員会」において、非公開で実施する。

(2)選定方法

審査は、応募者の提案書及びプレゼンテーションを受け、評価委員会が審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。なお、この選定はあくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではない。

13. 選定結果の通知及び公表

評価委員会での審査の結果、総合評価点が最高点の提案者を受託候補者として特定した場合、参加業者には選定結果を電子メールで通知するとともに、市ホームページで公表する。

公表する項目は、評価項目、点数配分、参加業者名、採点結果とする。

ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は、対応させない。

(参加業者が、2者の場合にあっては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない)

14. その他

本プロポーザルに関し、その他留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1)本プロポーザルに関して必要な費用は、全て参加者の負担とする。
- (2)本プロポーザルに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (3)受託候補者の特定後、市との協議により仕様書の追加・削除を行い、確定した仕様書により受託候補者と随意契約の見積合せを行う。提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (4)本プロポーザルに係る検討及び提案書等の作成の目的で受領した資料などは、本市の承諾なく公表及び使用してはならない。
- (5)提出された書類は返却しない。
- (6)提出された書類の著作権は提案者に帰属するが、船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号)の規定により情報公開請求があった場合は、提出された書類を公開する場合がある。ただし、同条例第7号各号に規定する不開示情報(法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)については対象外とする。
- (7)原則として提案書等は、本プロポーザルに係る事業者選考以外の目的には使用しない。ただし、事業者選考結果の公表などにおいて、この業務に関し必要と認める用途については、提

案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。それ以外の目的で使用する場合は、提案者の同意を得て使用する。

- (8) 本プロポーザルは参加資格者が1者となった場合でも、提案書等の選考が成立するものとする。ただし、評価委員会にて受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者として特定しないことがある。
- (9) 本プロポーザルに係る公告、本実施要領、提出様式など関連資料については市ホームページに掲載する。
- (10) 本実施要領に定めのない事項については、協議の上決定する。
- (11) 審査結果などについての不服及び異議申し立ては受け付けない。

15. 事務局

船橋市建設局下水道部下水道施設課

住所：千葉県船橋市高瀬町56番地

担当者：豊田、小林、東

電話：047-432-9040

FAX：047-432-9073

メール：gesuishisetsu@city.funabashi.lg.jp

附則

この要領は、令和7年6月23日から施行する。